

情報公開規定について

検討した事を議会等に話が行く様に	市民と行政が常にまちづくりについてやり取りできること	情報の公開と公開の範囲
立場を超えて様々な人達から意見を聞けるようにしたい	情報や意見のやり取りがスムーズになる	市民から見て議員と市職員との距離を等しく

各主体の責務

市民、自治会、まちづくり協議会、行政の関係を明確にする	市民、自治会、まちづくり協議会、行政の位置付け	第三者機関の設置(住民投票とか委員会)問題発生の際の仲裁のため
議会と市職員との責務の他に両者の共通項の責務も	それぞれ(市民と行政)の責任を明確にすべき	地域全体のものに限られたメンバーのもの各々に条文

目指すべき条例のあり方

進化する条例であるべき	実態に即して改正できるよう、見直し、改正の規定を設けること	自治体に働きかけるもの、自分たちで実現できるものを区分
誰もがわかり易い文章	オリジナリティのある条例	ハンディがある人との共生ができるまちづくり
罰則はつくるべきではない	総則、目的、定義	総則

具体的な条例の充実

市民参画

企業安全条例	公園管理条例	地球温暖化防止条例	暴力追放条例	市民にまちづくりに参加してもらう具体的な手段を明記すること	町内班に関する規定、大切さ、あり方
騒音条例	各種まつり条例	ポイ捨て禁止条例	各種スポーツ条例	NPO法人の在り方について	まちづくり活動意思のある人を登録制度
介護条例	子供の学校教育の条例	子育て条例	燕市子ども総合条例	特定団体とは異なる非特定で中間となるまちづくり組織の設置	

問題点

自転車の通行区分を良く知らない自転車乗りがいる	学校の教育 町内の道路で小学生等が下校の時、車が通るのに通行をさまたげる	大曲史料館の駐車場の問題
-------------------------	--------------------------------------	--------------